



2025 年 8 月 28 日

各 位

会社名 株 式 会 社 ソ シ オ ネ ク ス ト
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 肥塚 雅博
(コード番号:6526 東証プライム市場)
問合せ先 広報 IR 室長 中島 弘雅
(TEL.045-568-1000)

役員報酬 BIP 信託制度導入および株式付与 ESOP 信託制度導入に伴う 自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬 BIP 信託および株式付与 ESOP 信託の導入に伴う自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 9 月 19 日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 1,212,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,834 円
(4) 処分総額	3,434,808,000 円
(5) 処分予定先	・ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 BIP 信託口) 506,300 株 ・ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 ESOP 信託口) 705,700 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社グループの事業成長と事業変革の更なる進展、そして企業価値を意識した経営活動への取り組みがより促進されることを期待し、また市場の株式報酬水準に近づけて内外の人材を確保するために、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）および取締役を兼務しない執行役員を対象とする業績連動型株式報酬制度の一部を改定し、現行の業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に代えて、対象取締役および所定の要件を満たす執行役員（対象取締役とあわせた総称を、以下、「対象取締役等」という。）を対象とする株式交付信託に基づく株式報酬制度「役員報酬 BIP 信託」（以下、「BIP 信託」という。）を導入することを 2025 年 5 月 19 日開催の取締役会で決議し、同年 6 月 26 日開催の第 11 回定時株主総会で BIP 信託導入に関する議案の承認を受けております。

また、当社は、当社海外子会社において、当初は当社米国子会社の限定された従業員（以下、「対象従業員」という。）を対象に、人材の確保とリテンションを目的

として株式交付信託に基づく株式報酬制度「株式付与 ESOP 信託」（以下、「ESOP 信託」といい、BIP 信託とあわせた総称を、以下、「本制度」という。）を導入することを本日開催の取締役会で決議しております。

本制度の概要につきましては、2025 年 5 月 19 日付で開示いたしました「業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ」および本日付で開示いたしました「株式付与 ESOP 信託」の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度の導入に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 BIP 信託契約および株式付与 ESOP 信託契約（役員報酬 BIP 信託契約とあわせた総称を、以下、「本信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 BIP 信託口）および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 ESOP 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、本制度導入に際し当社および当社海外子会社がそれぞれ制定する株式交付規程に基づき信託期間中に対象取締役等および対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 179,756,405 株に対し、0.67%（2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 1,775,298 個に対する割合 0.68%。いずれも小数点第 3 位を四捨五入。）となります。

本自己株式処分に係る当社株式は上記各株式交付規程に従い対象取締役等および対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【ご参考】本信託契約の内容

(1) 制度の名称	役員報酬 BIP 信託	株式付与 ESOP 信託
(2) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(3) 信託の目的	対象取締役等に対するインセンティブの付与	対象従業員に対するインセンティブの付与
(4) 委託者	当社	
(5) 受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
(6) 受益者	対象取締役等	対象従業員
(7) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者	
(8) 信託契約日	2025 年 9 月 16 日（予定）	
(9) 信託の期間	2025 年 9 月 16 日～2028 年 9 月 30 日（予定）	
(10) 制度開始日	2025 年 9 月 30 日（予定）	
(11) 議決権行使	行使しません。	受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025年8月27日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である2,834円としております。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員である取締役全員（3名全員が社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上